

## 少年保護事件記録等の編成について

令和2年11月27日総三第247号家庭裁判所長あて事務総長通達

少年保護事件（交通切符による処理を行い送致された事件を除く。以下同じ。）及び準少年保護事件の記録の編成について下記のとおり定めましたので、これによってください。

### 記

#### 第1 編成方法

事件関係書類は、次のとおり2分して編成する。

##### 1 第1分類（送致関係書類）

この分類には、送致書、通告書等及びこれらの添付書類並びに事件係属中に事件を送致した機関等から提出された送致関係書類を編年体によりつづり込む。

##### 2 第2分類（裁判所関係書類等）

(1) この分類には、第1分類につづる書類以外の次のような書類を、少年ごとに、ア及びイの裁判所関係書類並びにウの書類に分け、その順につづり込む。

ア 付添人に関する書類

イ 身柄関係書類、付添人の意見を記載した書面、少年又は付添人から提出された証拠書類、検察官関与に関する書類、被害者等の意見陳述申出書その他の被害者等配慮制度に関する書類、審判調書、決定書等

ウ 事件終局後に事件を送致した機関等から提出された送致関係書類

(2) (1)のア、イ及びウの書類は、それぞれ編年体によりつづり込む。ただし、同イの書類について、各家庭裁判所が関連する書類のまとまり（以下「関連書類群」という。）ごとを一括してつづり込むこと及び関連書類群をつづり込む順序を定めた場合には、これに従ってつづり込む。

#### 第2 併合事件記録等の取扱い

##### 1 併合事件記録の取扱い

併合された事件記録は、一括して併合した事件記録に添付する。

##### 2 終局決定に関する抗告事件記録が家庭裁判所に送付された場合の取扱い

(1) 抗告事件記録は、原審事件記録の末尾につづる。

(2) 抗告審から取消差戻しを受けた場合には、新たに事件記録を作成し、これに(1)の定めにより抗告事件記録がつづられた事件記録を添付する。

##### 3 移送された場合の取扱い

少年法（昭和23年法律第168号）第55条の規定により移送された場合には、新たに事件記録を作成し、これに刑事事件記録を添付する。

#### 4 少年調査記録を作成しない場合の取扱い

少年調査記録を作成しない場合には、少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類を事件記録の末尾に一括してつづり込む。

#### 付 記

##### 1 実施

この通達は、令和3年1月1日から実施する。

##### 2 経過措置

この通達の実施の際現に係属している少年保護事件及び準少年保護事件の記録の編成は、なお従前の取扱いによることができる。